

伊賀市自治基本条例
令和4年4月一部改正 新旧対照表

一部改正後（R4. 4. 1～）	改正前
目次 第6章 行政の役割と責務 第1節 行政の責務（第42条―第45条） 第2節 行政運営の方針（<u>第45条の2</u>―第50条） 第3節・第4節 （略） 第1章 総則 （基本理念） 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 （1） （略） （2） 自然との共生を図り、<u>地域</u>が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。 （3） （略） 【解説】 新市建設計画<u>策定当初</u>の基本理念を<u>引き継いでいます。</u> 第3章 市民の参加 第2節 市民参加の制度保障 （条例制定における市民参加） 第18条 市は、<u>次に掲げる</u>まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参加を図らなければならない。ただし、次項に該当する場合は、この限りでない。 （1）～（3） （略） 2 （略） （1）～（3） （略） （4） 前3号に<u>掲げる</u>もののほか、市民の生命・財産を守る等社会秩序の維持のため緊急を要する条例の制定改廃の場合 3～5 （略）	目次 第6章 行政の役割と責務 第1節 行政の責務（第42条―第45条） 第2節 行政運営の方針（<u>第46条</u>―第50条） 第3節・第4節 （略） 第1章 総則 （基本理念） 第3条 市民及び市は、次に掲げる基本理念により、まちづくりを推進するものとする。 （1） （略） （2） 自然との共生を図り、<u>各地域</u>が有する様々な資源を有効に活用するなど次世代に引き継いでいくことができる持続発展可能な循環型の共生地域を形成する。 （3） （略） 【解説】 新市建設計画<u>におけるまちづくり</u>の基本理念を<u>引用しています。</u> 第3章 市民の参加 第2節 市民参加の制度保障 （条例制定における市民参加） 第18条 市は、<u>次の各号に定める</u>まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、市民の参加を図らなければならない。ただし、次項に該当する場合は、この限りでない。 （1）～（3） （略） 2 （略） （1）～（3） （略） （4） 前3号に<u>定める</u>もののほか、市民の生命・財産を守る等社会秩序の維持のため緊急を要する条例の制定改廃の場合 3～5 （略）

一部改正後（R4. 4. 1～）	改正前
第4章 住民自治のしくみ 第2節 住民自治協議会 （住民自治協議会の定義・要件） 第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、<u>次</u>に掲げる要件を満たすものを<u>指す</u>。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。 （1）～（5） （略） （住民自治協議会の権能） 第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る<u>次</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。 （1）市の総合計画の策定及び変更に関する事項 （2）その他市長が必要と認める事項 2～5 （略） 【解説】 ・新市建設計画の内容を<u>引き継いでいます</u>。 （略） 第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、<u>次</u>に掲げる支援を行う。 （1）～（3） （略） 2 （略） 第3節 地域振興委員会 （地域振興委員会の所掌事務） 第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る<u>次</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。 （1）市の総合計画の策定及び変更に関する事項 （2）その他市長が必要と認める事項 2・3 （略）	第4章 住民自治のしくみ 第2節 住民自治協議会 （住民自治協議会の定義・要件） 第24条 住民自治協議会とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、そこに住むあらゆる人が自由に参加でき、地縁団体や目的別団体などとともに、身近に地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域住民により自発的に設置された組織で、<u>各号</u>に掲げる要件を満たすものを<u>さす</u>。ただし、一つの地域は、複数の住民自治協議会に属することができない。 （1）～（5） （略） （住民自治協議会の権能） 第26条 住民自治協議会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る<u>次の号</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない。 <u>（1）新市建設計画の変更に関する事項</u> <u>（2）</u>市の総合計画の策定及び変更に関する事項 <u>（3）</u>その他市長が必要と認める事項 2～5 （略） 【解説】 ・新市建設計画の内容を<u>条文化しています</u>。 （略） 第27条 市は、住民自治協議会が設置された場合には、<u>次の各号</u>に掲げる支援を行う。 （1）～（3） （略） 2 （略） 第3節 地域振興委員会 （地域振興委員会の所掌事務） 第30条 地域振興委員会は、市長の諮問に応じ、当該地域に係る<u>次の号</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、地域振興委員会の答申を尊重しなければならない。 <u>（1）新市建設計画の変更に関する事項</u> <u>（2）</u>市の総合計画の策定及び変更に関する事項 <u>（3）</u>その他市長が必要と認める事項 2・3 （略）

一部改正後（R4. 4. 1～）	改正前
第4節 住民自治地区連合会 （住民自治地区連合会の設置） 第33条 市長は、<u>第37条に規定する支所単位</u>に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する<u>ことができる</u>。 【解説】 ・合併協議により決定された事項のため、条文として規定し<u>ています</u>。 ・「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書（2010（平成22）年3月）」では、<u>住民自治地区連合会は、新市建設計画期間の暫定措置とし、その後は、各地域の住民自治協議会の情報交流の場として任意に設置すると報告されています</u>。 （住民自治地区連合会の所掌事務） 第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る<u>次</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。 （1）市の総合計画の策定及び変更に関する事項 （2）その他市長が必要と認める事項 2・3 （略） 【解説】 ・合併協議により決定された事項のため、条文として規定し<u>ています</u>。 ・「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書（2010（平成22）年3月）」では、<u>住民自治地区連合会は、新市建設計画期間の暫定措置とし、その後は、各地域の住民自治協議会の情報交流の場として任意に設置すると報告されています</u>。 ・当該地区とは、住民自治地区連合会の地域全域（支所管内地域）のことをいいます。	第4節 住民自治地区連合会 （住民自治地区連合会の設置） 第33条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）第155条第1項で定める支所の管轄する区域ごとに複数の住民自治協議会又は地域振興委員会が設置される場合、市長は、支所単位</u>に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。 【解説】 <u>新市建設計画には記載はありませんが</u>、合併協議により決定された事項のため、条文として規定し<u>ました</u>。 ※地方自治法第155条第1項…「普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に、都道府県にあっては支庁及び地方事務所、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる」と規定されています。 （住民自治地区連合会の所掌事務） 第34条 住民自治地区連合会は、市長の諮問に応じ、当該地区に係る<u>次の号</u>に掲げる事項を調査審議し、市長に答申する。市長は、住民自治地区連合会の答申を尊重しなければならない。 （1）<u>新市建設計画の変更に関する事項</u> （2）市の総合計画の策定及び変更に関する事項 （3）その他市長が必要と認める事項 2・3 （略） 【解説】 ・<u>新市建設計画には記載はありませんが</u>、合併協議により決定された事項のため、条文として規定し<u>ました</u>。 ・当該地区とは、住民自治地区連合会の地域全域（支所管内地域）のことをいいます。

一部改正後（R4. 4. 1～）	改正前
第5節 住民自治活動を補完する機構 （住民自治活動を補完する行政機関の設置） 第37条 市は、支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。 2 支所の位置及び所管区域並びに支所で行う業務の範囲は、市長が別に定める。 【解説】 ・地域における住民自治を積極的に支援する機関と位置付けています。 ・行政組織の設置や組織内分権については、自治基本条例の「行政の役割」の中で位置付けることも可能ですが、補完性の原則に基づき、住民自治を補完する役割として、市民活動支援センターとともに、あえてこの部分に位置付けています。	第5節 住民自治活動を補完する機構 （住民自治活動を補完する行政機関の設置） 第37条 市は、<u>法第155条第1項で定める</u>支所を設置し、市民に身近なところで住民自治活動の支援を行い、市民が自主的かつ主体的に自治を行えるよう、地域の実情に応じた柔軟な対応に努めなければならない。 2 <u>市長は、前項で定めた目的を達成するため、市長の権限に属する事務のうち市民に身近な事務を積極的に支所長へ委任するよう努めなければならない。</u> 【解説】 ・<u>新市建設計画の内容に基づき、支所において柔軟な対応ができ、住民自治の推進につながるように条文を設けました。</u> ・<u>市長から支所長への権限委任の詳細については決裁規程により定めることとなります。</u> ・行政組織の設置や組織内分権については、自治基本条例の「行政の役割」の中で位置付けることも可能ですが、補完性の原則に基づき、住民自治を補完する役割として、市民活動支援センターとともに、あえてこの部分に位置付けています。
第6章 行政の役割と責務 第2節 行政運営の方針 <u>（総合計画）</u> 第45条の2 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画を策定するものとする。 2 <u>総合計画は、市の最上位計画とし、他の計画は総合計画に即して策定するものとする。</u> 【解説】 <u>2011（平成23）年8月の地方自治法の改正により、各自治体において基本構想の策定義務がなくなりましたが、市の最上位計画としての重要性を鑑み、総合計画の策定義務について定めています。</u> <u>（広域連携）</u> 第45条の3 市は、国及び三重県と対等の立場に立ち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。 2 市は、他の地方公共団体及び関係機関と連携し、共通する課題及び広域的な課題の解決に取り組むものとする。	第6章 行政の役割と責務 第2節 行政運営の方針

一部改正後（R4. 4. 1～）	改正前
【解説】 ・広域的な連携によるまちづくりを推進する規定で、共通する課題を解決するため、相互に連携、協力することを定めています。 ・特に、伊賀市が中心市となり取組みを進めている定住自立圏構想では、連携自治体との連携・協力により圏域全体に必要な生活機能を確認し、当圏域への人口定住の促進に努めています。 ※定住自立圏構想…地方圏において安心して暮らせる地域を形成し、地方圏から東京・大阪・名古屋の三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、圏域全体に必要な生活機能を確認し、地方圏への人口定住を促進する政策。 （執行体制の整備） 第46条 （略）	（執行体制の整備） 第46条 （略）